

第23期佐世保市農業委員会第37回総会議事録

1 開催日時 令和2年6月26日(金) 13時30分から15時15分

2 開催場所 佐世保市役所 4階 全員協議会室

3 出席農業委員(19名)

委員 1番	有馬 秀志	委員 11番	近藤 誠
委員 2番	川上 宗康	委員 12番	富川 利光
委員 3番	阿波 茂敏	委員 13番	水口 一男
委員 4番	長谷川 清美	委員 14番	田中 広昭
委員 5番	八並 秀敏(会長)	委員 15番	西尾 政喜
委員 6番	浦 清一	委員 16番	赤木 行秀
委員 7番	川口 勇二	委員 17番	松永 信義(副会長)
委員 8番	小川 徳衛	委員 18番	内野 正実
委員 9番	井手 源一郎	委員 19番	大宅 和子
委員 10番	辻 茂樹		

4 欠席農業委員

無し

5 出席推進委員(18名)

針尾地区	原 和文	皆瀬地区	山口 良行
江上地区	北村 憲治	中里地区	永田 富士夫
宮地区	坂口 要	相浦、九十九地区	伊賀崎 典正
三川内地区	中里 政義	吉井地区	近藤 博
早岐地区	久野 利幸	世知原地区	岩佐 孝
日宇地区	磯本 安男	宇久地区	菅 徳雄
佐世保地区	松永 豊吉	小佐々地区	松田 眞
柚木地区	宮崎 敦	江迎地区	小川 憲人
大野地区	牟田 昇	鹿町地区	山口 英男

6 欠席推進委員

無し

7 農業委員会事務局職員

事務局 局長	中里 忠義
事務局 次長	菊永 朋美

事務局係長 博多屋 孝昭
事務局主査 藤 和弘
事務局主査 岩佐 隆志
事務局主査 岩崎 孝典
事務局主任主事 田中 豊
事務局主任主事 牟田 雄介

8 議事日程

議事録署名委員の指名

第376号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
第377号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
第378号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
第379号議案 農地改良届について
第380号議案 非農地通知の取消について
第381号議案 非農地通知について
第382号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
第383号議案 農用地利用集積計画（案）について
第384号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】（案）について
第385号議案 農用地利用配分計画（案）について

報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について
報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について
報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について
報告5 農地転用許可不要案件の受理について
報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について
報告7 都市計画法に係る開発事前審査開催状況について
報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知について

9 会議の概要

副会長 皆さま、こんにちは。佐世保市農業委員会第37回総会を開会いたします。一、開会。
①会長挨拶。

会長 皆さま、こんにちは。昨日は大変激しい雨でしたけども、今後も大きな被害が出なければいいと思います。さて、本日まで、新しい制度の農業委員会として、農業委員・最適化推進委員という中で総会を行ってきた所でございます。委員並びに職員にもご足労

かけた次第ですが、どうにか最終の37回総会を迎えることができました。

思い返すと一番大きな案件は宇久メガソーラー事業ではなかったかと思っています。現地確認等、皆様のご協力の中で審議を行うことができました。ただ、終わった訳ではなく、宇久メガソーラーについては、私たちも責任の一端を担っていることについて頭の隅に置きながら、宇久の営農をどうしていくか、今後も注視して参りたいと思っています。

それから、今期で勇退をなされる農業委員・推進委員の皆様には大変ご苦勞様でした、心からお礼とお勞いを申し上げたいと思います。

そしてまた、私と松永副会長、それぞれにご信任をいただき、手探りの中でしたが本日の総会を迎えることができました、ひとえに皆様方のご協力のおかげだと重ねてお礼を申し上げます。

長くなりましたが、23期最後となる総会の開会の挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

副会長 それでは②委員定足数報告を事務局よりお願いいたします。

事務局 はい、事務局です。委員の定足数についてご報告いたします。本日、欠席委員はございませんので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び佐世保市農業委員会会議規則第6条の規定により、本総会が成立していることをご報告いたします。以上です。

副会長 ありがとうございます。それでは、③議事録署名人については、3番 阿波茂敏委員、4番 長谷川清美委員、補充として6番 浦清一委員にお願いいたします。

議長 それでは早速、議事に入らせていただきます。

第376号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第376号議案 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

今回の申請案件については、一つの事業計画において農地法第4条第1項の規定による許可を要する筆と第5条第1項の規定による許可を要する筆が混在しており、それぞれ申請を行い、許可を得ることが必要となることから、通常案件と分けて審議をお願いするものです。

さて、議案の説明に入らせていただきます。1番、鹿町地区。申請者、譲受人、譲渡人は記載の通りです。申請地所在は、鹿町町深江潟で4条許可申請を行う農地が1筆、5条許可申請を行う農地が1筆の計2筆。地目は、登記田、現況休耕です。面積は2筆合計で773㎡。転用目的は集合住宅で、施設は集合住宅1棟、木造2階建、建築面積236.30㎡、駐車場14台分です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地でMR江迎鹿町駅よりおおむね300m以内に位置する第3種農地に該当いたします。

参考事項としまして、こちらは、MR江迎鹿町駅から西に約250mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.0m、土留め工事を行う。擁壁を設ける。日照通風、建物の高さを加減、7.5m程度、隣接農地への通路を確保する。排水計画は、雨水は溜桝から水路放流、汚水、生活雑排水は合併浄化槽から水路放流となっております。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。建物平面図立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は非線引き都市計画区域です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、鹿町地区。

18番 18番内野です。6月22日に私と山口委員と申請人で立ち合いを行いました。

申請人の農地についてですが、申請人は耕作しておらず貸していたのですが、借りていた方も高齢で耕作できなくなり、又、申請人も耕作できないとのことでアパートを建てるといった話になっていたようです。それと、隣接する譲渡人の農地についても休耕地であり、今後も耕作できないとのことで、一緒に買って欲しいといことで申請されたようです。やむを得ないと思って見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当の推進委員の意見を求めます。

山口委員 鹿町地区の山口です。今、内野委員の説明のとおり、特に問題ないと思って見て来ました。以上です。

議 長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第376号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第377号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第377号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1番、江上地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、江上町の2筆。地目は、

登記田、現況休耕です。面積は2筆合計で795㎡。転用目的は農機具洗車場で、施設は洗車場です。耕作者はなし。農地区分は、農振内白地で特定土地改良事業等の施行に係る区域内の農地であるため、第1種農地となりますが、不許可の例外として、集落接続に該当しています。参考事項としまして、こちらは、東明中学校から北東に約180mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、盛土最高0.5m、切土最高0.5m、土留め工事をする。洗車に伴う泥の流出については沈砂池の設置により防除する。日照通風、建物の建築はなく、日照及び通風などへの影響はない。排水計画は、雨水は自然流下、汚水、生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。預貯金残高証明書添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。土地改良区意見書添付。都市計画法関係は許可不要です。

2番、皆瀬地区。申請者は記載のとおりです。申請地所在は、菰田町。地目は、登記畑、現況畑です。面積は889㎡。転用目的は牛舎建設で、施設は牛舎111㎡、堆肥舎79㎡、既存農業用倉庫52㎡です。耕作者あり。農地区分は、農振内農用地で用途は農業用施設用地です。

参考事項としまして、こちらは菰田町公民館から北東へ約610mの位置にあります。

被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。日照通風、建物の高さを加減、3.8m程度。排水計画、雨水は自然流下。汚水はおが粉吸着による堆肥化、生活雑排水は生じない。土地利用計画平面図添付。建物平面図立面図添付。預金通帳の写し添付。土地所有者の同意書添付。都市計画法関係は許可不要です。

以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番、江上地区。

2番 2番川上です。6月20日に北村委員と現地確認を行いました。申請地は申請者の土地で隣接して私道もあります、周辺に対する影響はありません。どうぞよろしくお願いたします。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。当該地区は周囲が本人の土地ということで、又、道路にも挟まれていますので周囲に影響を及ぼすことは全くありませんので、問題ないと思います。以上です。

議長 次に、2番皆瀬地区。

10番 10番辻です。6月23日に大宅委員と山口委員とで現地を見てまいりました。ここは既に倉庫があつて機械等を置いておられました。隣接する農地なので、なんら影響がないとして見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

山口委員 皆瀬地区の山口です。今、辻委員が言われた通りです、よろしくをお願いします。

議 長 以上2件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。
はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。1番の案件について洗車場とのことですが、あまりにも面積が広いような気がします。例えば一部を駐車場に使うといったようなことはないのでしょうか。

事 務 局 はい、事務局です。農機具洗車場ですけれども、個人さん1名で使うものではなく、地域の農業者の皆様にも使っていただくといった形になっております。コンバイン、トラクター、2トン車、4トン車など、大きな車も入れるような広さを確保して、地域の方が、農繁期等に使える農機具洗車場として活用するというところで計画されています。それと、沈砂池などを設ける関係上、水を集める部分も含めての申請面積となっております。

議 長 西尾委員よろしいでしょうか。私も広すぎではないかと思って、開会前に事務局に尋ねたところでした。他に質問はありませんか。

はい、川上委員。

2 番 2番川上です。5～6年前に隣接した私道の拡幅工事が行われまして、その際に道路の高さが若干上がったため、申請地への降り口部分の面積が広く取られた形になっております。その面積もあるので申請面積が広がっています。土地改良区において初めての施設でありますので、地域の方々も農機具を持った人が多いですが、なかなか洗い場がない状況なので地域貢献といったことも考えての申請となっております。よろしくをお願いします。

議 長 西尾委員よろしいでしょうか。

1 5 番 15番西尾です。わかりましたが、そうであれば単に洗車場ではなく、共同洗車場といった名目で申請されたら分かりやすいのではないかと思います。事務局においても、理由がわかっているのであれば申請者とよく協議して上程していただければよかったですと思います。

事 務 局 はい、今後はどのような目的なのか、分かりやすいような申請をいただくよう検討したいと思います。

議 長 他に質問はありませんか。はい、西尾委員。

1 5 番 1 5 番西尾です。2 番の牛舎建設の件ですけれども、造成計画は現状のまま利用となっていますが、少しは勾配があるはずなので均平にならず程度の表現は必要ではないかと思いました。

事務局 はい、確かに現状のまま利用するとなっていますが、地ならし程度は行う形になりますので、その旨をきちんと議案に記載して行きたいと思います。

議長 他に質問はありませんか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第 3 7 7 号議案については、許可相当として県に進達いたします。次に、第 3 7 8 号議案農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第 3 7 8 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、ご説明します。一部訂正がありましたので、本日、差替え分を配付しております。そちらをご覧ください。

1 番、江上地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、指方町の 4 筆。地目は、登記畑、田、現況荒地。面積は 4 筆合計 2, 4 0 9 m²です。転用目的は精米所、粃殻置場、駐車場、通路。権利は、所有権移転売買です。施設は精米所 1 棟、木造平屋建、建築面積 3 2 m²、粃殻噴出場 2 4 2 m²、露天駐車場 3 台分 5 4 m²、運搬用車両置場 5 5 m²、資材置場 6 8 7 m²、通路・車両回転広場 5 1 8 m²、法面 1, 1 3 1 m²です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で 1 0 h a 未満の小集団農地の第 2 種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは江上支所から南に約 6 5 0 m の位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高 1. 3 m。一部法面にネット芝張りし、土砂の流出を防止する。日照通風、隣接に農地はなく、他の土地に被害を及ぼすおそれはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。駐車場利用計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画断面図添付。建物平面・立面図添付。預金通帳写添付。都市計画法許可申請受付書添付。都市計画法関係は法 3 4 条第 1 項第 1 号該当施設です。

2 番、柚木地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、上柚木町の 3 筆。地目は、登記田、現況畑。面積は 3 筆合計 1, 8 8 6 m²です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転売買です。施設は、農業用資材置場 5 9 0 m²、農作業車両置場 6 6

m²、通路・余地、304 m²、法面926 m²です。耕作者あり。農地区分につきましては農振内農用地で、用途区分は農業用施設用地です。参考事項としまして、こちらは柚木小学校から北に約500 mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、切土最高1.8 m。盛土最高1.8 m、緩衝地を設ける。法面保護をする。日照通風、建築物はないため耕作などに被害のおそれはない。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。造成計画縦横断面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。佐世保農業振興地域整備計画変更通知書添付。土地改良区意見書添付。都市計画法関係は許可不要です。

3番、吉井地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、吉井町田原の2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計283 m²です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転売買です。施設は、住宅1棟、木造2階建、建築面積67.90 m²。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10 ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは吉田乃館から北東へ約250 mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。農地との境界には2段のブロックを施工する。日照通風、建物の高さを加減、8.4 m程度。排水計画、雨水は道路側溝。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

4番、世知原地区。借受人、貸渡人は記載のとおりです。申請地所在は、世知原町中通りの2筆。地目は、登記田、現況休耕。面積は2筆合計1,279 m²です。転用目的は太陽光発電施設用地。権利は、地上権設定です。施設は、太陽光パネル320枚、パワーコンディショナー5台で設置面積は498.5 m²です。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10 ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは世知原中学校から東に約500 mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、整地のみ行う。防護柵を設ける。クローバー等を植え、土砂流出等の被害防止策を行う。日照通風、網目状のフェンスを使用する。建物を作らないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は水路放流、自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預貯金残高証明書添付。再生可能エネルギー発電事業計画認定通知添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

5番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町西川内の1筆。地目は、登記畑、現況休耕。面積は157 m²です。転用目的は資材置場。権利は、所有権移転贈与です。施設は資材置場12.0 m²、重機・車両置場12.0 m²、作業場15.0 m²です。耕作者なし。農地区分は農振外で、10 ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは小佐々小学校より北西に約900 mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、現状のまま利用する。法面保護をする。日照通風、周囲に農地がないため、被害の恐れはない。排水計画、雨水は自然流下。汚水・生活雑排水は生じない。一般事業計画書添付。資材置

場等の事業計画書添付。土地利用計画平面図添付。預金通帳写添付。法人登記簿、定款添付。都市計画法関連は都市計画区域外です。

6番、小佐々地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地所在は、小佐々町平原の2筆。地目は、登記畑、現況休耕地。面積は2筆合計498㎡です。転用目的は一般個人住宅。権利は、所有権移転贈与です。施設は、住宅1棟木造平屋建、建築面積136.8㎡。耕作者なし。農地区分は、農振内白地で10ha未満の小集団農地の第2種農地に該当いたします。参考事項としまして、こちらは小佐々小学校から北へ約780mの位置にあります。被害防除計画の内容としては、造成計画、盛土最高1.95m、最低0.5m、土留め工事、擁壁を設ける。日照通風、建物の高さを加減、6m程度。排水計画、雨水は水路放流。汚水・生活雑排水は合併浄化槽から道路側溝。土地利用計画平面図添付。建物平面図、立面図添付。融資予定証明書添付。都市計画法関係は都市計画区域外です。

以上6件です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番江上地区。

2番 2番川上です。6月21日に北村委員と現地確認を行いました。
今回の申請にありますとおり、若干土砂が流出する恐れがありますが、計画にも土砂の流出防止が挙げられておりますので、その通りに守っていただけたら問題ないかと思っ見てきました。よろしくお願ひします。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

北村委員 江上地区の北村です。川上委員が言われたとおり、被害防除計画通り施工していただけたら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議長 次に、2番柚木地区。

8番 8番小川です。6月22日に宮崎委員と譲受人とで現地を確認いたしました。
この土地は、以前から譲渡人が耕作できないとのことで、近くの方が耕作されていたのですがその方も亡くなりまして、特にこの土地は譲受人が牛を飼っている牛舎の隣であり、資材や作業道具の置き場が不足しているため、なんとかそういったものに利用できないかとのことで、今回申請されました。

譲受人は専業農家で頑張っておられます、問題は無いと思っておりますので、よろしくお願ひします。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

宮崎委員 柚木地区の宮崎です。譲受人はかなり大規模な繁殖農家でありまして、今説明があり

ましたとおり、このような場所が必要だと思いました。よろしくお願ひします。

議 長 次に、3番吉井地区。

1 3 番 13番水口です。申請者と電話で協議を行ったりしながら、6月24日に近藤委員と一緒に現地を確認してきました。現地は長いこと休耕地でありまして、道に挟まれている土地なので、この土地が宅地化されたとしても、近隣農地に与える影響は何もないと判断してまいりました。

その土地に入るためには進入路が必要になりますが、排水路を跨いで上がって行くこととなりますので、水路関係者との協議はどうだったかについて確認したところ、水路関係者については施工方法についても理解が得られているということだったので、何の問題もないと判断してまいりました、以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

近藤委員 吉井地区の近藤です。水口委員から説明がありましたとおり、確認をしてまいりました、以上です。

議 長 次に、4番世知原地区。

1 4 番 14番田中です。6月24日に現地を確認してまいりました。譲渡人は去年まで牛を飼っておられましたが、高齢のため辞められて、牛の飼料畑を太陽光パネルにすることです。この土地の下に6件程宅地があるのですが、パネルは全部家と反対の方を向いていますし、雨水の流水についても、この土地の下に幅80cm深さ80cmの側溝が通っていますので何ら問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

岩佐委員 世知原地区の岩佐です。今、田中委員が言われたとおり、何ら問題ないとして見てまいりました、よろしくお願ひします。

議 長 次に、5番6番小佐々地区。

1 6 番 16番赤木です。5番について、6月9日に松田委員と事務局職員2名と一緒に現地を確認して来ました。資材置場、重機・車両置場、作業場ということで、周囲に農地が無いので被害の恐れはないと思います。

次に、6番について、6月21日に松田委員と譲渡人にも立ち合いをして貰って、現地を確認しました。下に農地があるため、汚水・生活雑排水については合併浄化槽から道路側溝ということで、被害防除計画通りやっただけであれば問題ないと思われま

以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

松田委員 小佐々地区の松田です。5番について周囲に農地が無いとのことでしたが、道を挟んだところに私のイチゴの育苗床がありますが、特に問題ないと思います。

6番については、住宅を建てる場所の横に池があるので、そのままだと、汚水・生活雑排水が入ってしまうため、道まで埋め立てて道路側溝に流すということですので、問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 1番から6番までの案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第378号議案については、許可相当として県に進達することといたします。

次に、第379号議案農地改良届について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第379号議案 農地改良届について、ご説明いたします。

1番、相浦、九十九地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、川下町。地目は、登記田、現況休耕。農地面積、施工面積は1,200㎡です。農地改良を必要とする理由は、農業生産基盤向上のため。参考事項としまして、こちらは、西消防署から東に約100mの位置にあります。作付計画は、榊、柴。作付予定日は、令和3年2月1日。工事期間は、令和2年7月1日から令和2年12月31日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.3mとなっております。土の量は1,300㎥、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

2番、江迎地区。届出人は記載のとおりです。土地の所在は、江迎町乱橋の一筆の一部。地目は、登記田、現況田。農地面積、施工面積は199㎡の内の162㎡です。農地改良を必要とする理由は、県道バイパス工事による河川付替工事に伴い、河川護岸が嵩上げされるため。参考事項としまして、こちらは、東岩崎公民館から南西に約500mの位置にあります。作付計画は、水稻。作付予定日は、令和3年6月1日。工事期間は、令和2年7月1日から令和2年12月28日。施工業者、土の採取場所、土の種類は、記載のとおりで、埋立ての高さは、盛土最高1.5mとなっております。土の量は

260㎡、添付書類等は記載のとおりです。こちらは、農振内農用地です。

以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願ひいたします。1番相浦、九十九地区。

1 2 番 12番富川です。6月24日に届出人と土地改良区の理事長さん、営農組合長さん、土地所有者に電話で連絡して、6月25日に伊賀崎委員と一緒に現地を確認して、特に問題が無いとして見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

伊賀崎委員 相浦、九十九地区の伊賀崎です。富川委員が言われた通り問題ないと思います。以上です。

議 長 次に、2番江迎地区。

1 7 番 17番松永です。6月21日に県の方から電話があり、小川委員と土地所有者とで立ち合ひまして、嵩上げする必要があるとして見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。松永委員が言われたとおり、嵩上げしないと池のようになってしまうということで届がっております。周りの農地に影響はなく、生きた農地になりますので、よろしくお願ひします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。
はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。2番の案件について、最高1.5m嵩上げするということが、水田の取水について問題はないのでしょうか。

小川委員 現在は、嵩上げを行おうとしている土地に隣接する上段の水田から、田越しによる取水をしている状況なので、嵩上げしてもそこまで影響がないので大丈夫だと思います。

議 長 それでは他にご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願

いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第379号議案については、受理することといたします。
次に、第380号議案 非農地通知の取消について事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、第380号議案非農地通知の取消について、ご説明いたします。
議案記載のとおり農業委員会総会開催日において「非農地」と判断した土地について、申出等により現地再調査を行った結果、確認に誤りがあったことが判明し、「農地」に該当すると判断したため非農地通知を取り消すものです。土地の所在、地目、面積等は記載のとおりです。現地再調査日は、令和2年6月15日で、現況は耕作中でした。取消にあたりましては、改めて、非農地通知の取消の通知を土地の所有者または、申出者に送ることになります。以上です。

議長 この案件について、何かご意見等ある方はいらっしゃいますか。

委員 (なし)

議長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議長 賛成多数ですので、第380号議案について、非農地通知を取消することといたします。
次に、第381号議案 非農地通知について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、第381号議案非農地通知について説明いたします。
今回の非農地通知案件は、合計で162筆、面積88,078.97㎡となっています。これまでの利用状況調査の結果、B判定、山林または原野としていたものです。本総会で承認していただいた分については、所有者に対し非農地通知書を発出し、併せて関係機関に非農地リストを提出いたします。尚、議案の早岐地区番号41番から43番は、久野推進委員の案件になります。
以上です。ご審議よろしくお願いたします。

議長 早岐地区の41番から43番については、久野推進委員の案件ですので、先に審議します。久野推進委員は一時退室をお願いします。

～久野推進委員退席～

議 長 4 1 番から 4 3 番について、質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 それでは、4 1 番から 4 3 番の採決に入ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 4 1 番から 4 3 番の案件につきましては、承認いたします。久野推進委員につきましては入室し、着席してください。

～久野推進委員着席～

議 長 それでは 4 1 番から 4 3 番を除く案件につきまして、何か質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第 3 8 1 号議案について、非農地通知を発出することとします。
次に、第 3 8 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 はい、第 3 8 2 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

1 番、針尾地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地針尾中町の 1 筆、地目は登記畑、現況畑。面積 7 9 3 ㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

2 番、三川内地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地塩浸町の 4 筆、地目は登記田、現況田及び畑。面積合計 1, 7 5 3 ㎡、農用地区域及び農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

3 番、日宇地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地日宇町の 1 筆、地目は登記田、現況田及び畑。面積 1 9 4 ㎡、市街化区域、権利の種類は所有権移転売買、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

4番、大野地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地楠木町の1筆、地目は登記畑、現況畑。面積44㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

5番、中里地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地吉岡町の1筆、地目は登記田、現況田。面積25㎡、農振内白地、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

6番、江迎地区。譲受人、譲渡人は記載のとおりです。申請地江迎町志戸氏の1筆、地目は登記田、現況田。面積2,261㎡、農用地区域、権利の種類は所有権移転贈与、譲受人の経営状況等は記載のとおりです。

以上6件、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 それでは、地区担当委員の調査結果をお願いいたします。1番針尾地区。

1番 1番有馬です。6月25日に原委員と一緒に現地を確認しました。この土地は、先日、譲受人の父親が亡くなったため息子さんが相続しているのですが、元々、譲受人が土地を借りて十数年前からみかんを栽培されていることもあり、今回、譲受人の方に土地を買ってこないかと言うことで申請が出ています。譲受人が引き続きみかんの栽培を行うということで、問題ないとして見てまいりました。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

原委員 針尾地区の原です。譲渡人は両親が亡くなって自分1人になったのと、漁業をしており農業までは出来ないため、今回の申請に至ったのだと思います。以上です。

議長 次に、2番三川内地区。

4番 4番長谷川です。6月24日に中里委員と一緒に譲渡人の母親と会うことが出来たのでお話を聞いてきました。ここは、譲受人の祖母が嫁入り時に土地を持ってお嫁に来られたそうですが、現在は耕作する人が誰もいなくなったので、親族での話し合いの結果、祖母の生家に返そうかと言うことで今回の申請となったそうです。以上です。

議長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

中里委員 三川内地区の中里です。長谷川委員が言われたとおり、こんなこともあるのだと思って聞いてきました、以上です。

議長 次に、3番日宇地区。

6 番 6 番浦です。6 月 21 日に磯本委員と譲受人にも立ち会ってもらい一緒に現状確認をしてまいりました。この土地を購入しなければ自分の土地に入れなような状況になつたとの事情もありますが、耕作目的での購入ですので問題ないと思います、以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

磯本委員 日宇地区の磯本です。浦委員が言われたとおり、何ら問題ないと思います。よろしくお願ひします。

議 長 次に、4 番大野地区。

9 番 9 番井手です。6 月 21 日に牟田委員と一緒に譲受人の息子さんに立ち会ってもらい確認してきたのですが、市の道路拡張工事のために土地を提供したため、交換という形でこの土地を譲り受けたとのことでした、特に問題はないと思われます、以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

牟田委員 大野地区の牟田です。井手委員報告のとおり、別に問題ありません。

議 長 次に、5 番中里地区。

1 1 番 1 1 番近藤です。6 月 23 日に永田委員と一緒に現地を調査してまいりました。この土地は、現在工事中である吉岡町のコンビニエンスストアの横になります。特に問題ないとして見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

永田委員 中里地区の永田です。近藤委員から報告があったとおり、問題ありません。

議 長 次に、6 番江迎地区。

1 7 番 1 7 番松永です。6 月 5 日に小川委員と一緒に現地へ行って確認してきました。譲渡人である旦那さんの土地を譲受人である妻に譲るとのことです。譲受人の方が多く農地を所有しており、集約するとのことです。別に問題はないとして見てまいりました。以上です。

議 長 次に、地区担当推進委員の意見を求めます。

小川委員 江迎地区の小川です。平成 23 年に譲渡人の息子さんの農地を譲受人が受けられまし

たが、この土地だけ残っていたため、今回、譲受人へ名義を変えらるゝことでした。水田として毎年耕作されていますので、よろしくお願ひします。

議 長 以上の案件について、何かご意見等ある方はいらっしやいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 賛成多数ですので、第382号議案について、許可することとします。
次に、第383号議案 農用地利用集積計画(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、第383号議案 農用地利用集積計画(案)について、ご説明いたします。
利用権の設定は、針尾地区1件、江上地区2件、三川内地区1件、吉井地区9件、世知原地区1件、小佐々地区1件、江迎地区2件、の計17件。解除条件付きの利用権設定は、佐世保地区1件。所有権の移転は、針尾地区1件、宮地区1件、全体で20件の集積です。氏名並びに権利の内容等につきましては、記載のとおりです。
以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしやいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 それでは、第383号議案の農用地利用集積計画がすべて承認されましたので、(案)を削除してください。

続きまして、第384号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 第384号議案 農用地利用集積計画【農地中間管理事業】(案)について、ご説明いたします。

農地中間管理事業に係る利用権設定につきまして、宮地区2件、三川内地区2件、柚木地区1件、江迎地区1件、鹿町地区1件で、合計7件の申し出がありました。氏名並びに権利の内容等は、記載のとおりです。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第384号議案の農用地利用集積計画【農地中間管理事業】を承認します。(案)を削除願います。

次に、第385号議案 農用地利用配分計画(案)について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局 第385号議案 農用地利用配分計画(案)についてですが議案説明の前に今議案に関連して配分解約通知がなされておりますので、報告9を先にご報告いたします。議案書40ページをご覧ください。報告9農用地利用集積・配分計画解約通知について、宮地区7件、江迎地区5件、鹿町地区3件の計15件受理しております。以上ご報告いたします。それでは、議案に戻ります。

農地中間管理事業に係る農用地利用配分につきまして、宮地区6件、三川内地区2件、柚木地区1件、江迎地区4件、鹿町地区1件で、合計14件計画されています。こちらは、佐世保市長より、農業委員会に対して、利用配分計画を受ける者が妥当であるかの意見照会がなされたもので、第384号議案で審議された農用地利用集積計画の公告が完了した後に、総会での審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 この件について質問がある方はいらっしゃいますか。

委 員 (なし)

議 長 異議・意見がないようですので、採決に移ります。賛成の農業委員の方は挙手をお願いします。

農業委員 (挙手多数)

議 長 ありがとうございます。第385号議案については承認されましたので、審議結果を農業委員会の意見として農業畜産課へ回答いたします。

議 長 これで、議案審議が終了しましたので、報告案件に移ります。
報告1 農地法第3条の3の規定による届出の報告について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告1 農地法第3条の3の規定による届出について、報告いたします。
針尾地区1件、日宇地区1件、宇久地区1件及び江迎地区1件で計4件の相続の届出を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告2 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。
令和2年5月27日、6月8日、15日付局長専決事項として、早岐地区1件、日宇地区2件の計3件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告3 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の局長専決受理報告について、ご説明いたします。
令和2年5月26日、6月8日、17日付局長専決事項として、日宇地区1件、柚木地区1件、大野地区1件の計3件受理しております。以上、ご報告いたします。

議 長 報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告4 農地法第5条の規定による許可申請の取下申立書の受理について、ご説明します。5月に開催されました第36回総会案件として申請がなされていた、江上地区の案件について、取下申立書を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告5 農地転用許可不要案件の受理について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告5 農地転用許可不要案件の受理について、ご説明します。
農業用倉庫等の農地転用許可不要案件として、日宇地区2件、佐世保地区1件、世知原地区1件の計4件を受理しております。以上、報告いたします。

議 長 報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告6 裁判所及び法務局への農地現況回答について、ご説明します。
法務局における地目変更登記申請に伴い、三川内地区1件、相浦、九十九地区1件の現況照会があり、地区の委員及び事務局職員で現地調査を実施した結果、現況非農地として法務局に回答しております。
また、裁判所から日字地区1件、中里地区1件の照会がありましたが、現地の範囲を特定する書類等の提供がなかったため、現況については不明と回答しています。以上、報告いたします。

議 長 報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告7 都市計画法に係る開発事前協議開催状況について、ご説明します。
都市計画法に係る開発計画事前審査会が、令和2年6月22日に、宮地区2件について開催されております。なお、今回の事前協議については、コロナウイルス感染症対策の一環として、会議形式ではなく、各課からの回答集約による書面形式にて開催されていることを申し添えます。以上報告いたします。

議 長 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局の説明をお願いします。

事 務 局 報告8 農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。
農地法第18条の規定に基づく利用権の合意解約について、小佐々地区1件を受理しております。以上報告いたします。

議 長 報告9 農用地利用集積・配分計画解約通知については、第385号議案の説明の際併せて説明がありましたので割愛します。

(西尾委員挙手)

議 長 はい、西尾委員。

1 5 番 15番西尾です。報告9についてですが、解約の理由が「耕作不便地により」となっているのですが、集積に関して中間管理機構が審査を行った結果、耕作不便地と言うことであれば、そもそも預からないとしていると思うのですが、なぜこんなことになっているのかの説明をお願いします。

事 務 局 事務局です。解約の理由が「耕作不便地により」となっている理由についてですが、

機構に確認したところ、今回のケースに限らず、元々いい場所ではないけれども、親族間だから耕作しているといったような土地が他にも沢山あるらしく、それが耕作出来なくなったので、耕作不便地として書類が提出されています。これまでは、耕作不便地といった理由は無かったかと思いますが、実情として今後も出てくると思われます。

1 5 番 1 5 番西尾です。借りる方は元々どんな土地か分かっていると思いますので、機構を活用して圃場整備を行うとかであれば別ですが、現状のまま利用するのであれば、使えないような土地は最初から契約しないようにすべきだと思います。

議 長 今のご意見は確かにそうだと思います。借り手が良ければではなく、後で解約するような土地であれば事前によく確認するのが本当だと思います。

議 長 他になければその他に移りたいと思います。事務局、お願いします。

事 務 局 【今後の業務スケジュール予定等について】
【ながさき農業委員会1・1・1運動について】
【24期農業委員の辞令交付式について】
【24期農地利用最適化推進委員の評価・決定について】
【退任委員からの農地パトロール用品の回収等について】
【利用権設定終期に伴う更新通知リストの配付について】
【利用状況調査協力員の推薦等について】
【新任農業委員・農地利用最適化推進委員へのレクチャーについて】

議 長 以上で本日の総会を終了したいと思います、副会長からご挨拶をお願いします。

副 会 長 本日、23期最後の総会となりました。会長と共にこれまでやって来ましたが、なかなか皆さんからの期待に応えられなかったのではと思っています。総会審議等、皆さんにおかれましては大変よくご協力いただき、本当にありがとうございました。これを持ちまして、第37回総会を閉会いたします。お疲れ様でした。